

第24回総会 議事録

総会開会時刻 令和4年6月27日（月曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所2階 第一委員会室

（農業委員の出席）

1 番 一柳 泰徳	2 番 竹内 信行	3 番 錦野 伸策	4 番 谷崎 徹
5 番 金西 章	6 番 栗本 謙二	7 番 廣田 由美	8 番 豊田 泉朱
9 番 谷崎 賢二	11 番 江崎 恵子	12 番 増井 道宏	13 番 服部 雅基
15 番 船越 康博	17 番 森 博之	18 番 高井 トミエ	19 番 青木 正廣

（農業委員の欠席者）

10 番 矢野 伸二	14 番 川瀬 益栄	16 番 關 藤子
------------	------------	-----------

（出席者）

局長 横山 篤	次長 日野 恵	書記 吉田 浩章
---------	---------	----------

議 案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」
- 議案第4号「非農地証明願いについて」

議案外

- 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」
- 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
- 報告第3号「農地改良届出について」
- 報告第4号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

総会開始 午後1時34分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第24回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、5番 金西 章 委員、17番 森 博之 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、10番 矢野 伸二 委員、14番 川瀬 益栄 委員、16番 關 藤子 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は3件、8筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積258㎡、相手方の要望による隣接者への所有権移転の申請です。

隣地所有者である譲受人からの要望により、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

この件ですけど譲受人の〇〇さんの自宅の前の畑の延長として利用するもので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番から4番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番から4番、田3筆、合計面積4,858㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人より、親族である譲受人に耕作を頼みたいとのことで、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田 委員

事務局の方が説明してくださったとおりですし、見に行ってきましたが何も問題がないと思いました。よろしくお願ひいたします

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番から4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番から4番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号5番から8番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号5番から8番、田4筆、合計面積1,351㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は現在、申請地の隣接地でどんぐりの木、コナラ、クヌギ等を植樹し、成長後に炭にしているとのことです。今回、植樹する場所を広げる為、農地法第3条許可申請が提出されました。なお、徳島県農業会議において植樹及び炭の生産を目的とする農地取得の場合も3条による許可申請でよい旨を確認しております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の谷崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

9番 谷崎 委員

今ご説明があったように、〇〇さんが引き継ぐようになっているのですが、〇〇さんはようけ土地もあるし、いい管理をしてくれると思っております。

議長（青木会長）

それでは、整理番号5番から8番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

異議がないようですので、整理番号5番から8番は原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑1筆、382㎡、転用目的は専用住宅でございます。

使用借人は、夫婦の連名で行われており、現在、徳島市内にて居住しておりますが、家族の人数が増え、日常の世話や手伝いなど家族間での協力を得る必要があること、また、当該申請地のほかに宅地として転用できる適当な土地がないことからこの度、夫の実家の隣地に住宅建築することを計画しました。

申請地は、夫の実家の隣接地であることから往来にも便利であり、土地所有者である夫の父親との間で利用の承諾が得られたことから、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地でしたが、除外が行われており現在は白地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2

種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、住宅ローン会社より融資を予定しています。

また、父親である土地所有者と申請者との間で申請地に係る土地使用貸借契約書が締結されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地の周囲に擁壁を設置することにより土砂等の流出がないことから被害を及ぼす恐れはありません。雑排水、汚水については合併浄化槽を介して隣接する水路に排水するというので、水路を管理する〇〇協議会より排水同意書が提出されております。なお、〇〇土地改良区より転用について差しさわりのない旨の意見書の提出を受けています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

先日確認してきましたが、母屋のブロック塀を隔ててすぐ隣の敷地になりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請総数は、20件、40筆です。

【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業

を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどがございます。

5 ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より審議内容についての説明がありました。
それでは、議案第3号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第3号については可決と認めます。
引き続き、議案第4号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の9ページをご覧ください。
議案第4号「非農地証明願について」、申請総数は1件、1筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

事務局は整理番号1番ついて、申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番の申請内容についてご説明いたします。
申請地は畑、1筆、宅地での申請です。
平成11年5月30日付けの国土地理院の航空写真、並びに現地確認の結果、居宅の敷地として利用していることを確認しております。
整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。
なお、地区担当及び周辺地区担当である栗本委員、廣田委員、島田推進委員には事前に現地確認をしていただいております。
以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。
以上です。

議長（青木会長）

担当の栗本委員さん、なにか補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員

先日、廣田委員と一緒に現場確認をして来ました。もう、何十年も以前に倉庫を建ててそのままになっておる土地なもんですから、別段支障ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。
以上で議案第4号を終了いたします。
以上で議案についての審議を終了いたします。
それでは、引き続き議案外に移ります。
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地改良届出について
報告第4号 利用権設定にかかわる権利の合意解約による消滅について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の10ページをお開きください。
報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、2筆です。

【議案朗読省略】

整理番号1番について、ご説明いたします。
田、453㎡、畑、119㎡の2筆を太陽光発電施設設備として転用するため、所有権移転での5条届出になります。
現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を发出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の11ページをお開きください。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

【議案朗読省略】

それぞれ、賃貸人、借借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。
報告第3号「農地改良届出について」、届出件数1件2筆です。

【議案朗読省略】

届出地は国道沿いにある農地になり、農機具等での進入が困難であることから、今回、安全に進入するための嵩上げとなっております。

周辺への被害防除として、周囲はコンクリートブロックで囲い、国道側は土留め等を行うとのこと。

農地改良届出については、県の事務処理要領で工事期間や工事内容等によっては一時転用許可申請を求めることもありますが、具体的な工事期間や工事内容は示されていないため、県農林水産課へ問い合わせしたところ、農地改良届とするか、一時転用許可案件とするかは農業委員会の判断によるとのことでした。

また、農地改良届出は事務局長専決処分案件であります。今回、客土の嵩が高いことから、会長及び担当農業委員である栗本委員と協議させていただき、協議の結果、国道以外からの進入路はなく、このままでは耕作放棄地となる恐れもあり、今回の届出は耕作を継続するためのものと認め、農地改良届として受理することとなった為、事務局長専決処分により受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

報告第4号「利用権設定に係る権利の合意解約による消滅について」、申出件数4件、9筆です。

【議案朗読省略】

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により申出を受理しました。なお、詳細については、14ページに記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外4件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後1時50分

議事録署名委員

5番 金西 章 委員

17番 森 博之 委員